

中国電力島根原発1、2号機の運転停止 及び3号機の建設の中止を求める決議

1 ここ松江市は、全国で唯一県庁所在地に原子力発電所2機を抱えている。

県庁・市役所は、中国電力島根原子力発電所から半径10km以内に位置し、半径20kmに都市機能・行政機能が集中する松江市のほぼ全域が入り、20万人以上が住んでいる。また、30キロ圏内には、斐川町全部と出雲市、安来市・雲南市、東出雲町、鳥取県の米子市・境港市の一部が含まれている。

東京電力福島第一原発事故は、島根原発で地震による重大事故が発生した場合の住民の生命・健康、安全、財産は勿論、環境、行政機能や地域のコミュニティ、産業等に与える影響が甚大なものになることを思い知らせた。

2 島根原発1号機は、全国の54基の原発の中でも、運転開始年が1974年と全国で6番目に古い旧型の沸騰水型原子炉（BWR）であり、格納容器の構造が古い「マークI」である。これは、福島第1原発1ないし5号機とおなじタイプであり、以前から構造物の形が特殊で地震に弱いと指摘されてきた。

また、島根原発2号機は、1989年に運転を開始したが、2015年度をめどに福島第1原発3号機で使用されていた核燃料プルサーマルの導入が計画され、加えて、来年春を運行供用予定とする3号機の建設がすすんでいる。

原発は、炉心に莫大な核・熱エネルギーと放射性物質（核廃棄物）を集積しつつ、無数の機器・配管類を巡らせて核分裂連鎖反応を制御・冷却している巨大なシステムである。老朽・劣化した機器・配管類が、大地震により、損傷に至り、多重防護の壁を打ち砕き、福島第一原発のような電源喪失、炉心溶融という過酷事故を発生させる危険性のあることは、これまで多くの研究者や住民が指摘してきたが、島根原発においては、このような事故を招く危険性はとりわけ大きなものがある。

特に強調すべきは、中国電力の一貫した安全軽視の姿勢である。

島根原発の1号機は、耐震設計指針のない時代に設置されたものであり、2号機は、旧耐震設計指針に基づき設置されたが、中国電力は、島根大学の研究者らの指摘にもかかわらず、その設置段階においては、耐震設計指針における「考慮すべき活断層は存在しない」と主張し、国もこれを追認した。

しかるに、1998年、3号機増設のための調査によって、中国電力がその存在を否定していた活断層が原発敷地の2.5kmという直近に「発見」され、1、2号機が、活断層の上に立地していることが明らかとなった。しかし、中国電力は、研究者らが活断層と指摘している場所をわざわざはずしてトレンチし、その長さは8kmに過ぎず、地震が起こっても、マグニチュード6.3であるから、マグニチュード6.5の直下型地震を考慮している1、2号機の耐震安全性は確保されていると主張した。

このような中国電力の安全性軽視の姿勢への怒りと地震による原子炉の被害を憂慮した約140人の住民らは、1999年、松江地方裁判所に対し、1、2号機の原発運転差し止め訴訟を提起し、11年にわたり、中国電力が安全性を軽視

し、活断層調査を怠り、活断層・地震動を過小評価していること、島根原発1・2号機の耐震安全性が確保されておらず、住民の生命・身体・安全・財産、環境を守るためには、その運転が差し止められるしかないとして、法廷内外で訴えてきた。

そして、広島大学中田教授をはじめとする研究者らは、活断層調査を続け、次々と活断層の存在を証明し、その結果、中国電力も活断層の長さを10km、18km、更には22kmと認めざるを得ず、「延びる活断層」と揶揄されるに至った。

2006年、耐震設計指針が改定され、同指針に照らし、既設原子力発電所の評価・確認（バックチェック）が電力会社に求められ、島根原発においても、中間報告書が原子力安全・保安院に提出され、保安院と原子力安全委員会のダブルチェックが一応はなされたが、基本的には、事業者の中間報告を追認するものであった。

一方、中国電力は、土用ダムでのデータ改ざん問題や、2010年3月には、1・2号機に合計511カ所の機器等の点検漏れが発覚し、その中には、1号機の緊急炉心冷却装置の電動モーターといった重要機器もあり、住民や行政からその安全性軽視の姿勢を問われてきた。

このような島根原発の差止訴訟に対し、昨年5月31日、松江地方裁判所は、安全性について、中国電力側は、一応の主張・立証を尽くしたとする一方で、原告側に対しては「具体的危険性が立証されていない」として請求を棄却した。

しかし、この判決は、原発の持つ危険性をきわめて抽象的なものとしかたええず、万が一原発震災が生じた場合に、放射性物質が環境中に放出されることによる住民の生命・身体・健康、環境・地域・経済等への甚大な影響への無理解に立脚し、電力会社と原子力安全・保安院、原子力安全委員会の「調査」や「検証結果」を漫然と無批判に鵜呑みにし、現状を追認し、司法の役割と責任を放棄したものである。

- 3 本年3月4日、島根原発差し止め訴訟は、広島高等裁判所松江支部での第1回の期日が開かれた。その直後に起きた東北地方太平洋沖大地震による福島第一原発事故は、第1審の判断の誤りを浮き彫りにした。これ以上、島根原発の危険性を放置することは許されない。

自由法曹団は、中国電力に対し、老朽化し、前記の点検漏れのために停止点検中の1号機の再稼働の中止は勿論、徹底した安全確保策の講じられないままの2号機の運転の停止、2号機におけるプルサーマル計画の白紙撤回、3号機の建設の中止をあわせて求める。

2011年5月23日

自由法曹団2011年5月研究討論集会